



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市嬰町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.7.3 No. 3244

3.18 ストへの

不当処分攻撃を さらに追いつめよう!

七・六地労委闘争へ

三一ハスト
支配介入事件

七月六日、JR当局による三・一ハストへの全く違法な支配介入に関する不当労働行為の救済を

求める、地労委闘争の第一回調査が開かれる。各支部からの全力結集で、不当処分攻撃をさらに追いつめよう。

地労委に五項目の 救済を申したて!

われわれは、この地労委闘争において、①「三・一ハストは、ルール無視の反社会的な違法行為」などと、自らの置いた異常きわまりないストライキへの支配介入(労働組合法第七条違反)を

②として、争議行為の準備を妨害してはならない、③ 陳謝文・誓約書の掲出、を求めている。また、六月二十八日には、前記の救済に加え、④「不参」または「否認」勤務扱いを「争議」の勤務扱いに改めなければならない、⑤ 三・一ハのストライキに参加したことを理由として、処分をしてはならない、との二項目を追加して申立てた。

タナにあげ、動労千葉を誹謗中傷する「社長談話」や「お詫び広告」等の撤回、② 組合役員や組合員を事前から排除するな

ストライキの正当性は明らか!

ストライキの 正当性は明らか!

この間の動労千葉の不当処分紛争の関いは、現在、二四〇名もの学者・弁護士などの賛同を得て、JR当局を追いつめている。JR当局は、われわれのストライキが全く正当、適法なものであり、逆にJR当局の支配介入・不当処分策動があまり

に違法なものであるがゆえに、「違法だ! 処分しろ!」と叫びたてては見たものの、未だ処分の発令をできないでいる。労働省ですら、ストライキは正当なものであり、処分や「不参」「否認」扱いなど無理だ、と判断したと言われているのだ。

不当処分には ストライキを含む 闘いを!

すでにわれわれの正当性は証明されたようなものだ。しかし、JR総連革マルは、「早く動労千葉を処分せよ」とけしかけている。われわれは、「動労千葉を潰せば法律など関係ない」という異常な労務政策に基づく不当処分が切迫しているとの判断にたつて、いついかなるときでも、ストライキを含むあらゆる闘いに総決起できる組織態勢を創りあげなければならない。その第一歩が七・六の地労委闘争である。七月六日十時からの地労委闘争に総決起しよう!

スト支配介入地労委 (7月6日)
とき 10:00. ところ 千葉県地方労働委員会

第13回 青年部 定期委員会 結集しよう!

期日 七月八(九)日
場所 一宮荘

七月八(九)日、外房の「一宮荘」において、青年部第十三回定期委員会が開催されます。この一年間、青年部は、常にストライキ闘争の先頭にたち、対当局追及、新組合員獲得、JR総連打倒の闘いを展開してきました。また、八・六ヒロシマ派遣、三月北海道国労清算事業団との交流や、各争議団との連帯をつみ重ねてきました。(各カンパ闘争への協力ありがとうございました。)そして、現在、青年部に集中する昇進差別、強制配転者の固定化攻撃に対し、「予科生地労委」を突破口に差別粉砕! 元職復帰をかけて闘っています。九〇年代を闘う動労千葉を創造していく意味でも、今定期委員会は重要な位置にあります。会議の成功にむけ、各支部の協力をお願いします。